

犯罪を減らし安全に暮らせる地域社会に



防犯パトロール車による下校時間の巡回

市では、安全で安心な地域社会を実現するために「成田市防犯まちづくり推進条例」を制定しました。この条例では、防犯まちづくりを進めるための市・市民等・事業者それぞれの役割、推進計画の策定、推進協議会の設置などが定められています。

安心・安全なまちづくりを

近年、都市化の進展による地域社会の一体感や連帯意識の希薄化、国際化の進展などわたしたちを取り巻く環境は急激に変化しています。

こうした中、市内の犯罪件数は平成14年をピークに減少傾向にあるものの、市民の皆さんが身の回りで不安を感じる、空き巣ねらい・自転車盗・自動車盗・車上ねらいなどの窃盗犯罪は依然として多く発生しています。

このような犯罪を減らすには、警察による取り締まりに加え、市が実施する防犯施策や市民の皆さんと市内の各事業者が防犯に対する意識を高め、安全に配慮した環境の整備を進めることが必要です。

そこで、市や市民そして事業者が協働して防犯まちづくりを進め、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するための指針として、市では「成田市防犯まちづくり推進条例」を制定しました。

この条例では、防犯まちづくりを進めるための市・市民等・事業者それぞれの役割、推進計画の策定、推進協議会の設置などが定められており、周知期間を経て10月1日

に施行されます。

市・市民等・事業者それぞれの役割

市の役割 防犯まちづくりを推進するために必要な施策を策定し、警察署などの関係行政機関

や防犯関係団体と連携し、施策を実施するとともに、市民等や事業者が行う活動を支援する

(主な取り組み) 防犯巡回指導員・通学路防犯パトロール隊による巡回活動

市民等の役割 防犯まちづくりへの理解を深め、自らの安全確保に努めるとともに、地域における防犯まちづくりに積極的に取り組み、市が行う施策に協力するよう努める

(主な取り組み) 地区や小学校区単位での自主防犯パトロール活動
事業者の役割 犯罪の防止に配慮した事業所・店舗などの整備に努め、市が行う施策に協力するよう努める

(主な取り組み) 市と事業者との防犯協力に関する覚書の締結

推進計画の策定・推進協議会の設置

市では「防犯まちづくり推進計画」を策定し、防犯施策を円滑かつ総合的に推進するとともに、計画の内容や進捗状況について審議するために「成田市防犯まちづくり推進協議会」を設置します。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

成田市防犯まちづくり推進協議会の市民委員を公募します

対象 = 市内に住んでいる20歳以上の人

募集人員 = 2人(選考)

任期 = 2年(年3回程度の協議会開催を予定)

報酬 = 市の条例で定める額

応募方法 = 住所・氏名・年齢・性別・電話番号(平日昼間に連絡のとれるもの)と①「応募の動機」②「地域の防犯力を向上させるための方策」を原稿用紙約2枚(800字)程度にまとめた作文を直接、郵送またはメールで交通防犯課(市役所4階〒286-8585 花崎町760 Eメール kotsu@city.narita.chiba.jp)へ
締め切り日 = 8月15日(水)(必着)